

1. 件名：福島第一原子力発電所 燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方についての面談
2. 日時：令和4年7月7日（木）10時00分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、塩唐松係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、今後整備する予定の燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方について、資料に基づき主に以下の説明を受けた。

- 今後の大規模燃料デブリ取り出し作業に向けた監視・操作の集中化などの観点から、構内に新たに建物を建設した上で、燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた集中監視室（以下「新集中監視室」という。）を整備する予定であること。
- 新集中監視室の耐震クラスについては新集中監視室が機能喪失した場合においても、現場側にて安全機能を担保していることから直接的な放射線影響はないため、令和3年度第30回原子力規制委員会で決定されたフローに従い「Cクラス」と考えていること。
- 一方、大規模地震が起きても倒壊せずにプラント監視を含めた事後対応や燃料デブリ取り出し作業の早期再開が可能となるよう、免震構造とし既設の免震重要棟よりも高い耐震性を持たせた設計とする予定であること。

○原子力規制庁は、上記説明内容について確認するとともに、以下のとおりコメントした。

- 集中監視室は、原子炉の監視・制御の機能を持つため、C（Ss 機能維持）が規制要求であること、また耐震性の評価の際には、水平2方向及び鉛直方向の地震力は適切な組み合わせを考慮すること。
- その上で、新集中監視室で監視する各設備の現在の状態や現場側にて担保している安全機能の耐震性を説明すること。
- 新集中監視室は免震重要棟よりも高い耐震性を確保すると記載されているところ、具体的な設計方針を説明すること。
- 免震重要棟に残す緊急時対策所と新集中監視室の間で通信連絡機能をどのように連携するのか追記すること。
- 新集中監視室にて監視するための電路の耐震性についても説明すること。

○東電は、上記コメントについて説明を用意する旨回答があった。

6. その他

資料：

- 燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方

について